

高浜町集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 福井県高浜町

事 業 名 : 集落排水処理事業・浄化槽事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

※2019年度末時点

供用開始年度 (供用開始後年数)	<ul style="list-style-type: none"> ■農業集落排水処理事業 供用開始年度:1998年(平成10年) 供用開始後年数:21年 ■漁業集落排水処理事業 供用開始年度:2002年(平成14年) 供用開始後年数:17年 	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ■農業集落排水処理事業 ■16.3人/ha ■漁業集落排水処理事業 ■10.0人/ha 	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	<ul style="list-style-type: none"> ■農業集落排水処理事業 6処理区(青郷 神野 鎌倉 山中 難波江・小黒飯 下・宮尾) ■漁業集落排水処理事業 3処理区(音海 上瀬 日引) 		
処理場数	<ul style="list-style-type: none"> ■農業集落排水処理事業 6処理場 ■漁業集落排水処理事業 3処理場 		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> ■農業集落排水処理事業 広域化・共同化:— 最適化:2014年(平成26年)5月及び2018年(平成30年)5月に一部の農業集落排水地域を公共下水道へ統合 ■漁業集落排水処理事業 — 		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	集落排水処理事業の使用料金は、用途別水道料金、メーター使用料及びその他（一般家庭で水道水とホームポンプを併用している場合）で構成され、水道水使用量の90%を排水使用量としている。 【集落排水処理事業の料金表（1か月当たり、税抜）】							
	基本料金			超過料金				
	用途	水量	料金	m ³ 当				
家庭用	10m ³ まで	900円	90円					
官公学用	10m ³ まで	1,200円	110円					
営業用	10m ³ まで	1,200円	110円					
民宿用	10m ³ まで	1,100円	100円					
【メーター使用料（1か月当たり、税抜）】								
口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm			
料金	70円	150円	200円	300円	500円			
【その他（1か月当たり、税抜）】								
基本料金			人数割料金					
1戸当たり	1,200円		1人当たり	200円				
業務用使用料体系の概要・考え方	一律の下水道使用料体系を採用							
その他の使用料体系の概要・考え方	一律の下水道使用料体系を採用							
条例上の使用料*2 （20m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,980円	実質的な使用料*3 （20m ³ あたり） ※過去3年度分を記載	平成29年度	農集	2,447円	漁集	2,405円
	平成30年度	1,980円		平成30年度		2,798円		2,485円
	令和元年度	1,980円		令和元年度		2,755円		2,486円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は、現在10名（うち会計年度任用職員1名）在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている（令和3年3月現在）。 【業務区分と組織体制】 ・課内総括：課長 ・会計関連：3名 ・料金関連：1名 ・施設関連／水道：課長補佐1名、外2名（うち、会計年度任用職員1名） ・施設関連／下水道：課長補佐1名、外1名 ・合計：10名 注）役職は、課長・課長補佐までとした。
事業運営組織	<pre> graph TD A[上下水道課 課内総括] --- B[会計関連] A --- C[料金関連] A --- D[施設関連 / 水道] A --- E[施設関連 / 下水道] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>維持管理業務の多くを民間企業に委託している。更に令和3年度より、事務部門の包括的民間委託の実施を予定している。</p> <p style="text-align: center;">【委託業務内容】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>集落排水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経理関連</td> <td>(本庁システム)</td> </tr> <tr> <td>【消費税確定申告対応】 (検討中)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設関連</td> <td>【管路台帳】</td> </tr> <tr> <td>【MP維持管理】 【修繕・保守点検】</td> </tr> <tr> <td>【水質検査】</td> </tr> <tr> <td>【日常保守点検】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	集落排水	経理関連	(本庁システム)	【消費税確定申告対応】 (検討中)	施設関連	【管路台帳】	【MP維持管理】 【修繕・保守点検】	【水質検査】	【日常保守点検】
	区分	集落排水										
	経理関連	(本庁システム)										
【消費税確定申告対応】 (検討中)												
施設関連	【管路台帳】											
	【MP維持管理】 【修繕・保守点検】											
	【水質検査】											
	【日常保守点検】											
イ 指定管理者制度	<p>指定管理者制度は導入に至っていない。集落排水処理事業における適用として、処理場等の運転等の事実行為については可能であるものの、使用料等の強制徴収や処理区域内の下水道の利用義務付け等の事務については認められていないため今後、指定管理者制度の適用範囲を考慮し、民間委託と併せて導入を検討していく必要がある。</p>											
ウ PPP・PFI	<p>PPP/PFI事業は実施していない。一方でPPP/PFIの推進に向け2018年度(平成30年度)から改正PFI法が施行されるなど国による支援機能は一層強化されていることから、本町においても多様なPPP/PFI事業の導入の活用方法を検討していくことが望ましい。</p>											
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<p>集落排水処理事業は、農業集落排水処理事業:6処理区、漁業集落排水処理事業:3処理区で構成されており、処理区ごとに処理施設を有している。各施設の処理能力は小規模であり、下水熱・下水汚泥といったエネルギー利用は実施していない。</p>										
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	<p>集落排水処理事業の施設は、いずれも稼働中であることから、未利用土地、施設の活用等は実施していない。</p>										

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>集落排水処理事業における、2018年度(平成30年度)経営比較分析表を別添2-3及び別添2-4に示し、課題を以下に整理する。</p> <p>■企業債残高対事業規模比率(下水道使用料収入に対する企業債残高の割合:企業債残高の規模を示した指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業債残高対事業規模比率は、農業集落排水処理事業では2018年度(平成30年度)に上昇し、類似団体と比較して5.2倍程度(平成30年度)となっている。 また漁業集落排水処理事業では、直近5か年は2014年度(平成26年度)をピークに減少傾向にあるものの、類似団体と比較して6倍程度(平成30年度)となっている。住民への負担が相対的に大きい状況が続いている。要因としては、投資が集中して行われたことが挙げられる。 償還期間は長期にわたるため、今後も同様の傾向が続く見込みである。 ストックマネジメント計画を策定し、計画的な投資を行うことで経営に対する過度な圧迫が生じないように配慮する必要がある。 <p>■汚水処理原価(有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用:汚水資本費及び汚水維持費の両方を含めた汚水処理に係るコストを示した指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水処理原価は類似団体及び全国いずれと比較して大幅に高い傾向にある。要因としては、過去の投資費用が割高となっていること、自然流下による汚水収集が困難な地区を抱えており、MPIによる圧送が必要なことが影響していると考えられる。 施設の稼働率を勘案した統廃合やコミュニティプラント等への切り替えなど、施設規模に応じた処理施設の見直しが望まれる。 <p>■経費回収率(使用料で回収すべき費用をどの程度使用料で賄えているかを示した指標:100%を下回っている場合、使用料で汚水処理費(公費負担分を除く)を賄えていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費回収率は100%未満であり、類似団体及び全国いずれと比較しても大幅に低い水準である。その要因としては使用料単価が類似団体と比較し低いことが挙げられる。 今後は、持続可能な事業経営を実現するため、汚水処理費の低減と併せて計画的な料金改定について検討する必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

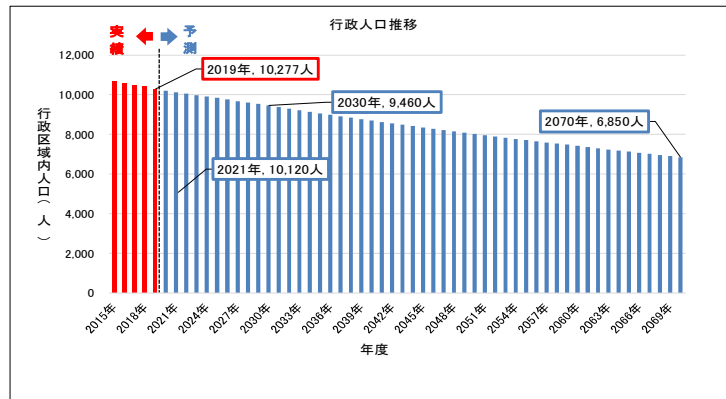
■行政人口の見通し

- ・上位計画である「高浜町人口ビジョン・総合戦略(以下「人口ビジョン」と呼ぶ)」(2017年(平成29年)1月改訂)の推計結果を基準に、2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の推計値と実績値の平均差分である162人を加えた人口を人口ビジョンの推計値とする。
 なお、人口ビジョン按分人口は、人口ビジョンの推計値2015年度(平成27年度)と2020年度(令和2年度)の人口差分を5か年で按分し算出する。
- ・人口ビジョンにおける人口の将来展望では、「出生率の増加」、「移住・定住の促進」及び「転出の抑制」に取り組み、2005年度(平成17年度)から2010年度(平成22年度)の実績ベースよりも人口減少を抑える目標を設定する。
- ・人口は減少傾向にあり、今後50年間で約32%減少する見込みである。

【人口ビジョン推計値と実績値の平均差分】

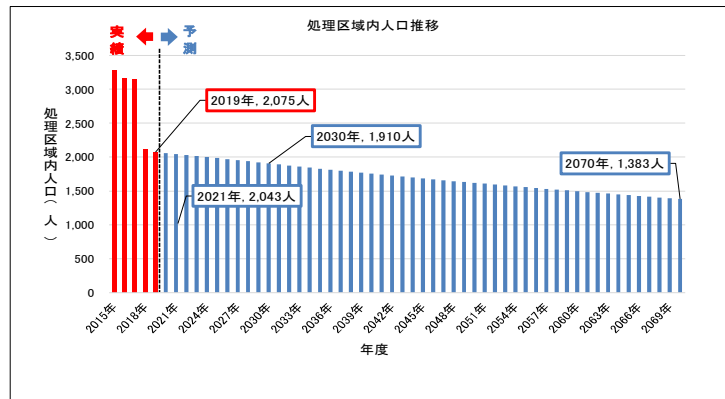
項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口ビジョン(人)	10,524	-	-	-	-	10,029
人口ビジョン按分人口(人)	10,524	10,425	10,326	10,227	10,128	10,029
実績値(人)	10,692	10,570	10,471	10,429	10,277	-

項目	H27	H28	H29	H30	R1	平均
推計値と実績値の差分(人)	168	145	145	202	149	162



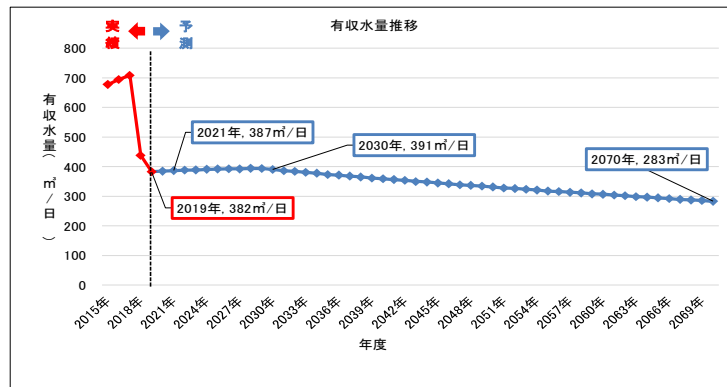
■処理区域内人口の見通し

- ・農業集落排水処理事業と漁業集落排水処理事業の合計値で算出する。
- ・行政人口の減少に伴い処理区域内人口も減少し、2021年度末(令和3年度末)時点は2,075人、2070年度末(令和52年度末)には1,383人となり、50年間で32%減少する見込みである。
 なお、2018年度(平成30年度)に一部の農業集落排水事業が公共下水道に統合されたことにより、処理区域内人口が減少する。
 ※2014年度(平成26年度)に子生地区(農業集落排水事業)が公共下水道に統合



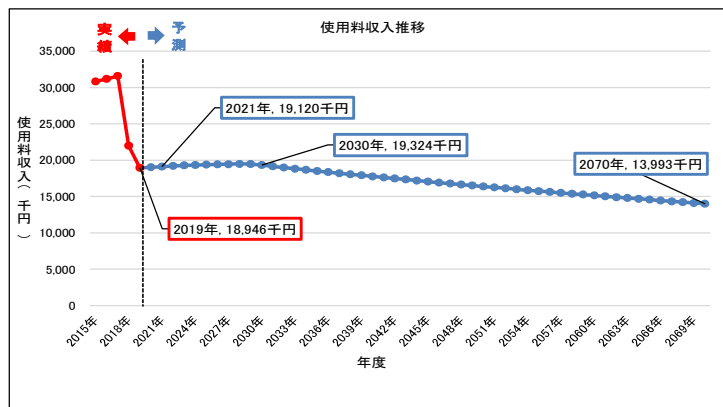
(2) 有収水量の予測

2018年度(平成30年度)に一部の農業集落排水事業が公共下水道事業に統合されたため大きく減少している。その後は水洗化率の向上に伴い、処理区域内人口は減少するものの有収水量は2028年度(令和10年度)まで横ばいとなる。以降は人口の減少に伴い有収水量も減少する見込みである。有収水量の予測値は人口ビジョンを勘案して算出する。
 ※2014年度(平成26年度)に子生地区(農業集落排水事業)が公共下水道に統合
 注)うるう年を考慮し算出



(3) 使用料収入の見通し

2028年度(令和10年度)まで横ばいの状況が続く。その後、人口の減少に伴う有収水量の減少に比例して使用料収入も減少し、計画最終年度である2070年度(令和52年度)には2019年度(令和元年度)と比較して約26%減少する見込みである。なお、使用料収入の予測値は、有収水量に2019年度(令和元年度)の使用料単価(135.5円/m³(集落排水処理事業全体の使用料収入÷有収水量))を乗じて推計し、料金改定はないものとした。



(4) 施設の見通し

■管渠の整備状況

管渠の整備は1996年(平成8年)から実施されており、2020年度(令和2年度)時点で最大24年が経過している。管渠の標準耐用年数は50年と長く、管渠施設が標準耐用年数に満たないことから、更新及び老朽化対策は実施していない。

■施設の見通し

施設は1998年(平成10年)から供用を開始しており、2020年度(令和2年度)時点で最大22年が経過している。施設においては一部の設備で標準耐用年数を超過しており、一部の施設・設備で発生等が見られる等、老朽化の兆候が見られている。

■施設更新の見通し

前述の整備状況から管渠及び施設の更新を、効率的かつ計画的に実施していくために、実状に見合った更新時期を設定するなど、更新基準年数に基づく更新需要の算定及び平準化等を検討する必要がある。

(5) 組織の見通し

上下水道課は、現在10名(うち会計年度任用職員1名)在籍しており、次の業務区分に対応する体制となっている(令和3年3月現在)。

【業務区分と組織体制】

- ・課内総括: 課長
- ・会計関連: 3名
- ・料金関連: 1名
- ・施設関連/水道: 課長補佐1名、外2名(うち、会計年度任用職員1名)
- ・施設関連/下水道: 課長補佐1名、外1名
- ・合計: 10名

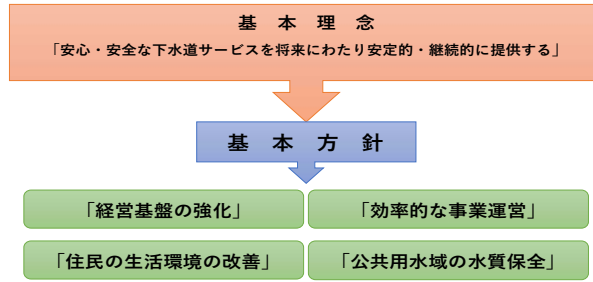
注) 役職は、課長・課長補佐までとした。

施設関連は技術職員が2名であり、集落排水処理事業に加えて公共下水道事業も管理している。

今後、改築更新が本格化する際には、業務量が増加する懸念があることから、民間委託の活用や業務の見える化等により効率化を推進し、適切な維持管理の実現に向けた組織体制の見直しに努める。

3. 経営の基本方針

高浜町総合計画において「公共下水道事業及び農・漁業集落排水処理事業の推進:下水道の社会基盤であるとともに、資源の保全のためにも整備が求められていることから、公共下水道事業をはじめ農・漁業集落排水処理事業の計画的かつ早急な整備を行います。」と、整備方針を位置づけている。よって、公共下水道と同様に基本理念は「安心・安全な下水道サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供する」とし、その実現に向けて「経営基盤の強化」、「効率的な事業運営」、「住民の生活環境の改善」及び「公共用水域の水質保全」の4つを基本方針と定め健全な事業運営に努める。



前段で抽出した課題の解決を図り、将来にわたって持続可能な集落排水処理事業及び浄化槽事業を構築するため、以下の目標掲げる。

- ・経営改善の積極的な推進
- ・計画的な施設の改築・修繕計画
- ・適切な財政計画による支出の抑制
- ・公共用水域の水質保全
- ・町民ニーズの把握と対応
- ・民間活力の積極的な導入

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>集落排水施設の整備着手は、農業集落排水処理事業が1996年度(平成8年度)、漁業集落排水処理事業が1997年度(平成9年度)であり、現時点で管路施設は標準耐用年数に達していない。一方、機械・電気設備は標準耐用年数を超過あるいは超過しつつある状況にある。</p> <p>今後、インフラを維持し、かつ効率的な事業運営を実施するため、経営戦略期間における(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))投資の目標を以下の通り設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路は、標準耐用年数50年に対して経過年数が24年と余裕があることから、更新は行わない。 ・施設は、機械及び電気更新事業が直近5か年で実施しており、機械・電気・計装設備の更新費用のみを見込み、土木・建築施設の更新は行わない。 ・本町の事業執行体制及び財政状況を勘案し、現実的な投資額となるよう平準化を図る。 ・長期的には管路のカメラ調査等の点検を実施し、管路の健全性を調査した上で、最適な更新時期を設定する。
-----	---

■標準耐用年数での更新需要

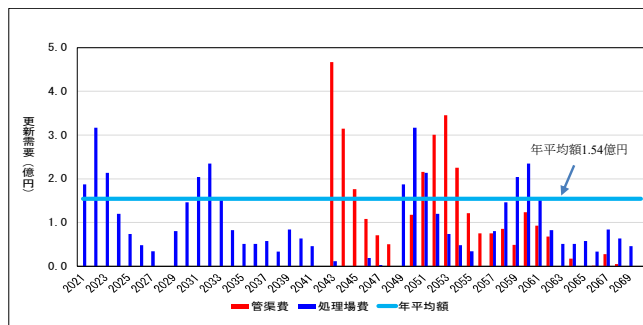
過年度の投資状況を考慮して以下の条件で算出する。

- ・管路の標準耐用年数は50年とする。
- ・施設は、土木、建築、機械・電気と耐用年数の異なる資産について投資が実施されており、個別の経過年数及び投資額が把握できないことから、複合的な施設である浄化槽の標準耐用年数28年を適用する。
- ・過年度の投資状況は、決算書により工事請負費は確認できるものの、管渠費及び施設費の内訳が把握できない。そのため、1993年度(平成5年度)から2019年度(令和元年度)の決算書に基づき、決算書項目「建設改良費」を標準耐用年数で更新するものとし、2019年度(令和元年度)の決算統計における管渠費及び処理場費の投資比率に準じて将来の事業費を按分計上する。

【管渠費・処理場費の割合(令和元年度)】

項目	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	計	割合
管渠費(千円)	4,106,388	707,916	4,814,304	60%
処理場費(千円)	2,757,231	512,982	3,270,213	40%
計(千円)	6,863,619	1,220,898	8,084,517	100%

上記の標準耐用年数及び投資額に基づき、算定した場合の更新需要を以下に示す。標準耐用年数で更新を行う場合、投資額は1.54億円/年(管渠:0.62億円、施設:0.92億円)となる。



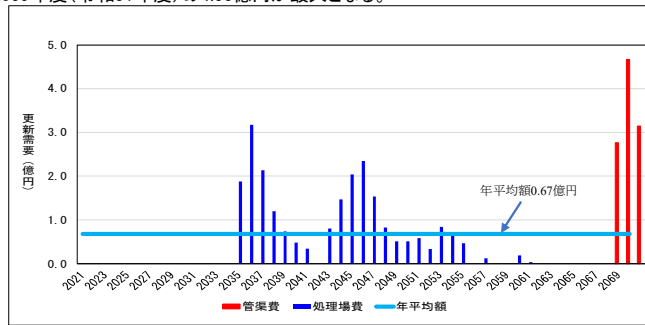
【標準耐用年数に基づく更新需要】

■更新基準年数の設定

標準耐用年数は減価償却を行うための会計上の目安であり、汚水処理施設の実際の寿命を表すものではない。更新を効率的かつ計画的に実施していくためには、実状に見合った更新時期を設定し、事業を進める必要がある。なお、集落排水施設は固定資産台帳を現在整備中であり、実状の把握ができない状況であることから、管渠・施設の更新基準年数を「耐用年数×1.5倍」として試算する。

■更新基準年数に基づく更新需要

更新基準年数に基づく更新需要を以下に示す。今後、更新基準年数に準じて更新を実施した場合、2070年度(令和52年度)までの合計は33.75億円(年平均0.67億円)の更新需要が想定され、2069年度(令和51年度)の4.66億円が最大となる。

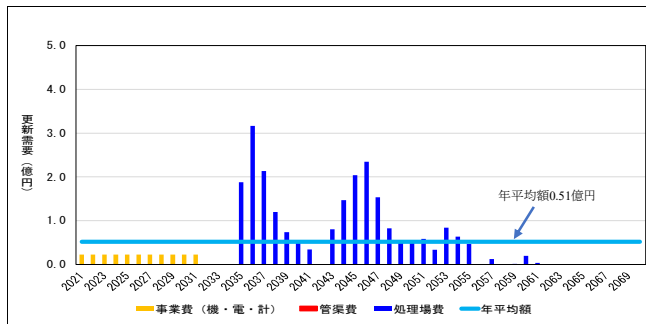


【更新基準年数に基づく更新需要】

■管渠調査費及び施設投資を考慮した場合

更新基準年数に基づく更新需要に対して、投資の目標に掲げている「管渠のカメラ調査等の点検」及び「機械・電気・計装設備の更新費用」を以下の条件で見込んだ場合の更新需要を以下に示す。

- 管渠は、総延長約50kmに対して20年間で調査を完了する計画とし、耐用年数到達以降は、2.5km/年×2千円=500万円/年をカメラ調査費(維持管理費)として計上する。
- 管渠は、更新需要算定期間(2021年度(令和3年度)から2070年度(令和52年度))のうち、2068年度(令和50年度)以降において更新基準年数75年に到達する
- 資産が一部発生するものの、適切な維持管理として上記のカメラ調査費を計上し、算定期間内の更新需要は見込まない
- 施設は、機械・電気・計装設備の更新費用として、計画期間(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において、直近5か年の実績平均事業費を計上する。



【更新需要算定状況(更新基準年数+管渠調査費+機械・電気・計装設備)】

■投資の平準化に関する事項

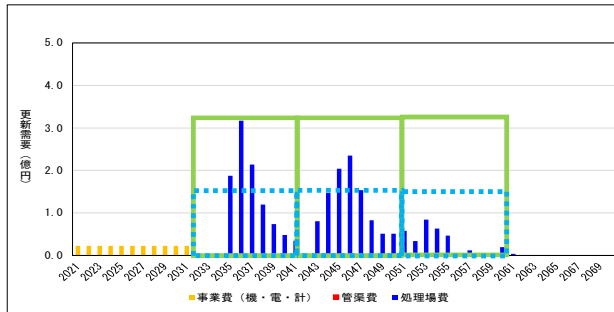
更新需要は、施設の更新基準年数を経過する2035年度(令和17年度)以降は投資額が年度ごとに大きく変動している。そのため、財政への影響を軽減するために、適切な更新時期を設定し、可能な限り平準化する必要がある。平準化は以下の方針で実施する。

- 管渠は、更新需要算定期間(2021年度(令和3年度)から2070年度(令和52年度))の更新需要は見込まないため、平準化の対象外とする。
- 更新基準年数での更新するため、更新年度からの前倒し、後ろ倒し幅が大きくなるよう、前後5年間程度に収まるよう平準化の期間は10年間を最大とする。
- 2031年度(令和13年度)までは、機械・電気・計装設備の更新を見込んでいるため、2032年度(令和14年度)以降、10年間毎の投資額平均で平準化する。
- 平準化方針及び結果を以下に示す。下記のとおり、年度によって増減していた更新需要が10年単位で一定となる。

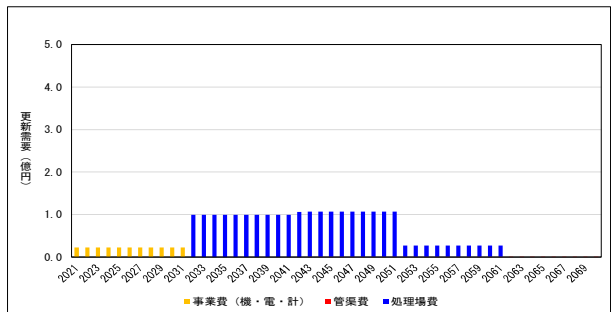
2032年度～2041年度：99,420千円

2042年度～2051年度：106,614千円

2052年度～2061年度：26,724千円



【平準化方針】



【管渠及び施設の更新需要(平準化)】

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内において、歳入(収益的収入+資本的収入)と歳出(収益的支出+資本的支出)が均衡を保つ計画とする。 ・収支ギャップ解消に向けて計画期間内に料金改定を検討する。 ・住民に過度の負担を強いることのない計画とする。
-----	---

■基本条件

財政シミュレーションは、検討期間中(2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度))において上記目標を達成するため、必要に応じて一般会計からの繰入れを検討する。

■財源について

- ・使用料は、有収水量に使用料単価を乗じて算定する。なお、使用料単価の基準は2019年度(令和元年度)決算実績の135.5円/㎡とした。
- ・他会計繰入金の内、基準内繰入金は2019年度(令和元年度)決算統計値を基に算出した割合を一定とし、「分流式下水道に要する経費」として資本費の100%を見込む。

【2019年度(令和元年度)決算統計繰入金割合】

◆分流式下水道等に要する経費

資本費(千円)	84,391
繰入額(千円)	84,391
繰入割合	100.0%

- ・他会計繰入金の内、基準外繰入金は資金の不足分に応じて計上額を決める。
- ・他会計補助金は資金の不足分に応じて計上額を決める。
- ・国(都道府県)補助金は、2019年度(令和元年度)に計上があるものの将来にわたり継続的に見込むことができないため計上しない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■収益的収支

- ・受託工事収益は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。
- ・営業収益その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績の平均値とする。
- ・営業外収益その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績の平均値とする。
- ・職員給与費は、R3年度予算から「退手負担金」を除いた額を一定とする。
- ・営業費用その他は、維持管理費であることから水量(予測値)により変動するものとする。
- ・支払利息は、地方債償還予定に基づき計上する。
- ・営業外費用その他は、過年度(2017年度(平成29年度)及び2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。

区 分		年 度						設定条件
		2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	167,477	182,472	188,796	164,153	166,876	120,105	
	(1) 営 業 収 益 (B)	31,617	30,877	31,202	31,612	22,007	18,974	
	ア 料 金 収 入	31,559	30,813	31,176	31,580	21,981	18,946	有収水量×使用料単価
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	計上せず
	ウ そ の 他	58	64	26	32	26	28	実績5年間平均
	(2) 営 業 外 収 益	135,860	151,595	157,594	132,541	144,869	101,131	
	ア 他 会 計 繰 入 金	124,938	139,696	150,504	128,468	142,827	98,703	基準内繰入金：R1決算統計値より算出 基準外繰入金：資金の不足分に応じて計上
	イ そ の 他	10,922	11,899	7,090	4,073	2,042	2,428	実績5年間平均
	2 総 費 用 (D)	167,477	170,930	177,322	130,104	166,876	114,165	
	(1) 営 業 費 用	129,114	134,219	144,414	99,816	139,281	96,350	
ア 職 員 給 与 費	25,666	25,940	25,694	17,203	17,387	17,958	R3年度予算から「退手負担金」を除いた額を一定とする	
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	103,448	108,279	118,720	82,613	121,894	78,392	水量により変動	
(2) 営 業 外 費 用	38,363	36,711	32,908	30,288	27,595	17,815		
ア 支 払 利 息 (新 規 分)	36,947	34,711	32,408	30,038	27,595	17,815	償還予定額	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	1,416	2,000	500	250	0	0	実績5年間平均	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	11,542	11,474	34,049	0	5,940		

■資本的収支

- ・地方債償還金は、償還予定に基づき計上する。
- ・地方債償還金は、地方債償還予定に基づき計上する。
- ・資本的支出その他は、過年度(2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度))実績で計上しておらず、今後も予定はないため計上しない。

区 分		年 度						設定条件
		2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	89,142	115,261	88,207	70,330	150,901	82,700	
	(1) 地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	89,142	115,261	88,207	70,330	150,901	70,630	資金の不足分に応じて計上
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	計上せず
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	計上せず
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	8,000	計上せず
	(7) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	計上せず
(7) そ の 他	0	0	0	0	0	4,070	計上せず	
2 資 本 的 支 出 (G)	89,142	126,803	99,681	104,379	150,901	88,640		
(1) 建 設 改 良 費	0	35,425	6,000	8,327	52,407	22,064	投資計画値	
ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	89,142	91,378	93,681	96,052	98,494	66,576	償還予定額	
地 方 債 償 還 金 (新 規 分)								
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	計上せず	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	計上せず	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	計上せず	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	▲ 11,542	▲ 11,474	▲ 34,049	0	▲ 5,940		

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	2014年(平成26年)5月及び2018年(平成30年)5月に、一部の農業集落排水地域を公共下水道に統合するなど、汚水処理の最適化に取り組んでいるところである。将来的には集落排水処理場と下水処理場との統合や近隣自治体との連携など、より効率的な事業運営の可能性について検討する。
投資の平準化に関する事項	今後、集落排水事業のストックマネジメント計画を立案し、計画的に施設の長寿命化及び更新を実施することで、費用の圧縮と平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、投資に係る民間活力の活用は見込めていない。今後、DBやPFIなど、官民連携導入の可能性について検討する。
その他の取組	施設の延命化及び維持管理費の削減等の経営努力を継続するとともに、一般会計繰入金金の確保に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料単価は140円/m ³ (農業集落排水処理事業)及び124円/m ³ (漁業集落排水処理事業)と、県内の他都市平均単価161円/m ³ (農業集落排水処理事業)及び157円/m ³ (漁業集落排水処理事業)と比較しても安価であり、一般会計繰入金により不足分を補填している。使用料収入、一般会計繰入金、地方債といった財源のバランスを勘案し、計画期間内の料金改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加は見込めていない。施設統合後に発生する未利用地の利活用など収入増加の可能性について検討する。
その他の取組	収納率の向上を図ることで、更なる自己財源の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	近年、熟練職員の退職や新規採用職員の減少に伴う人員不足に対応するため、職員業務の民間委託が実施されている。 従前から上下水道事業の運営に対して、職員が担当する業務の民間委託が行われてきているが、個別業務民間委託でなく包括的に複数業務を委託する事例が増大している。 包括的な民間委託においては、民間業者が効率的な作業を行えるとともに、職員の委託業者への指導・監督に関する労力の軽減が期待される。このためR3年度より、事務部門の包括的民間委託の実施を予定している。
職員給与費に関する事項	民間活力の活用を図る上で、職員の技術継承が困難となることが懸念される。職員が民間事業者の管理を適切に実施できるよう、職員の技術継承(育成)に必要な職員給与費は確保する。
動力費に関する事項	機器更新の際に省エネタイプを選択する等により、動力費の削減を図る。
薬品費に関する事項	複数業者から見積もりを徴集し、費用節減に取り組む。また、仕入れ方法の見直し、委託内容(方法)の見直し等により、更なる費用削減を目指す。
修繕費に関する事項	今後は処理場施設の更新及び修繕費用等が増大することが予想されることから、計画的かつ効率的な修繕計画を立案に努め経費削減を目指す。
委託費に関する事項	今後も民間ノウハウの活用について、効率化及びコスト削減等その効果を検討し、継続して推進する。
その他の取組	処理場の維持管理について、公共下水道施設に加えて、上水道及び簡易水道施設との維持管理業務を同一業者に委託するなど、これまでも経費削減を図っている。今後は維持管理項目や内容の精査を図るとともに、今後の人口動態と施設の稼働状況を勘案した施設規模の見直しなど、維持管理費全体の費用削減を図る。また、管渠も一体とした維持管理の包括的民間委託を検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

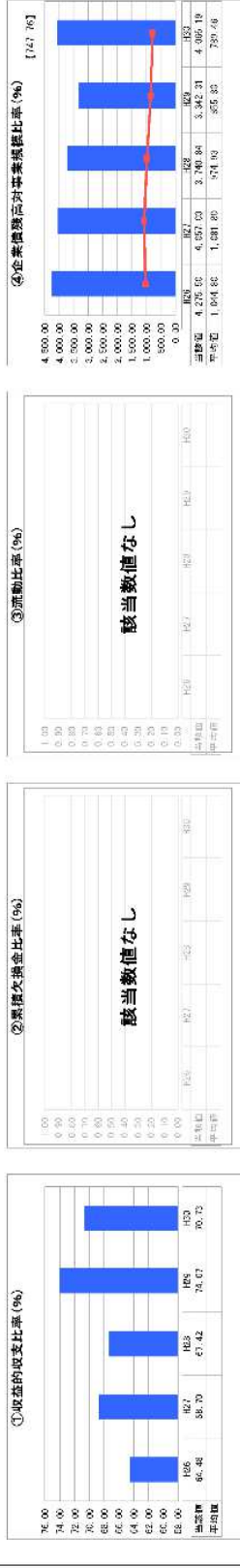
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証しながら計画期間の見直しを実施するとともに、本計画と実績の乖離が著しい場合や本計画の前提となる経営及び財政等の条件が大幅に変更された場合は見直しを行う。また、本計画で把握できていない詳細項目については、今後情報の蓄積に努め、より精度の高いものとする。 見直しに当たっては、PDCAサイクル(計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action))を活用し適宜事業全体の方針について検討する。
---------------------	---

別添2-3

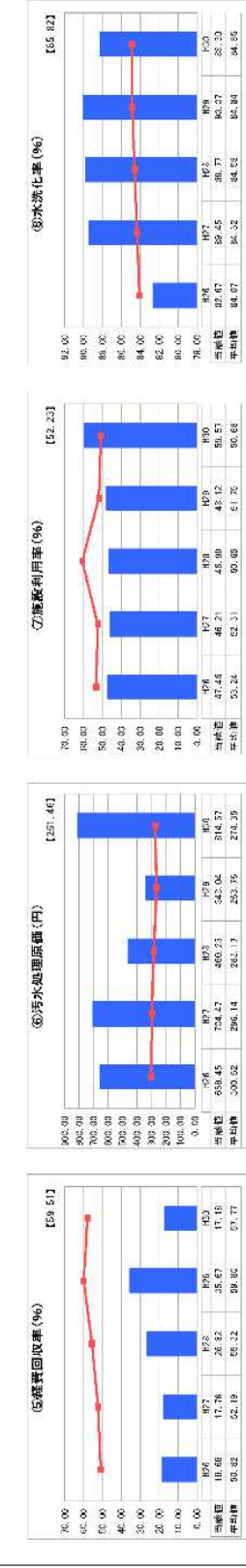
経営比較分析表（平成30年度決算）

種井町 高浜町	業種名	業種名	類似団体の区分	管理系の種類	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
種井町	下水処理業	下水処理業	F2	非親戚	10,486	72.40	144.83
種井町	自己資本構成比率(%)	自己資本構成比率(%)	有取率(%)	1か月20㎡当たり家庭用金(円)	処理区域市内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域市内人口密度(人/km ²)
種井町	66.48	67.42	70.87	1,890	1.72	1,056.25	
種井町	資金不足比率(%)	資金不足比率(%)	有取率(%)	1,855			
種井町	17.79	17.79	70.87				
種井町	該当数なし	該当数なし					

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 類似団体を業種と類似団体の区分が異なるため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

グラフ凡例

- 類似団体値 (当年度)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ① 収益的収支比率及び経常収支比率からみると、種井町は10.0%未満であり、経営効率は、総取立に比べて約9.0%未満であることが判明することから、今後の経営改善の必要と見られる。また、経常収支比率が約90%であることは、種井町は、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、経営効率性が低いと判断される。② 累積欠損比率は、種井町は0.0%であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、経営健全性が高いと判断される。③ 流動比率は、種井町は160であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、経営健全性が低いと判断される。④ 企業価値対資本調達比率は、種井町は132であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、経営健全性が低いと判断される。⑤ 水質改善率は、種井町は95.85であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、経営効率が低いと判断される。

2. 老朽化の状況について

⑥ 有形固定資産減価償却率は、種井町は59.85であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、資産の老朽化が進んでいると判断される。⑦ 浄水処理原価は、種井町は638.45であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、浄水処理コストが低いと判断される。⑧ 浄水処理率は、種井町は96であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、浄水処理効率が低いと判断される。⑨ 営業老朽化率は、種井町は3.00であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、営業効率が低いと判断される。⑩ 営業改善率は、種井町は3.00であり、類似団体の平均値と比べて約10%程度低く、営業改善効率が低いと判断される。

全体格括

当町は現在、浄水排水の委託処理区域が供用開始済みであり、それぞれの施設規模や地域特性等により、浄水排水の委託処理の委託先を決定している。特に浄水排水の委託処理の委託先を決定するにあたり、一部委託処理の委託先を決定している。また、浄水排水の委託処理の委託先を決定するにあたり、一部委託処理の委託先を決定している。また、浄水排水の委託処理の委託先を決定するにあたり、一部委託処理の委託先を決定している。

別添2-4

経営比較分析表（平成30年度決算）

福井県 高浜町		業務名 高浜町		業務名 高浜町		業務名 高浜町	
業務名	法人番号	業務名	法人番号	業務名	法人番号	業務名	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号	法人番号

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率（%）

当年度	177	193	199	150
前年度	99.45	77.42	67.11	70.98
平均値	106	127	128	122

②営業老朽化率（%）

当年度	1.04	3.72	6.4	1.25
前年度	0.57	0.79	0.79	0.79
平均値	0.95	1.27	1.28	1.22

③有形固定資産償却率（%）

当年度	1.08	1.27	1.28	1.22
前年度	0.96	0.96	0.96	0.96
平均値	1.02	1.12	1.12	1.12

④営業経費対売上高比率（%）

当年度	8.97	8.79	8.79	8.79
前年度	9.18	9.18	9.18	9.18
平均値	9.08	9.08	9.08	9.08

⑤経費回収率（%）

当年度	106	127	128	122
前年度	99.45	77.42	67.11	70.98
平均値	106	127	128	122

⑥浄水処理原価（円）

当年度	1,048.34	3,372.64	1,539.56	759.86
前年度	1,048.34	3,372.64	1,539.56	759.86
平均値	1,048.34	3,372.64	1,539.56	759.86

⑦施設利用率（%）

当年度	29.80	29.41	28.24	27.46
前年度	29.80	29.41	28.24	27.46
平均値	29.80	29.41	28.24	27.46

⑧水流化率（%）

当年度	87.59	97.15	97.03	96.97
前年度	87.59	97.15	97.03	96.97
平均値	87.59	97.15	97.03	96.97

⑨営業改善率（%）

当年度	0.00	0.00	0.00	0.00
前年度	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00

2. 老朽化の状況

②営業老朽化率（%）

該当数値なし

グラフ凡例

- 当該団体の値（当該年度）
- 類似団体の平均値（平均値）
- 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、収益的収支比率から算出する。当年度は約93%であり、類似団体の平均値は約93%であり、平成30年度全国平均は約93%である。これは、収益的収支比率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。収益的収支比率は、収益的収支比率から算出する。当年度は約93%であり、類似団体の平均値は約93%であり、平成30年度全国平均は約93%である。これは、収益的収支比率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

②営業老朽化率は、営業老朽化率から算出する。当年度は約1.25%であり、類似団体の平均値は約1.25%であり、平成30年度全国平均は約1.25%である。これは、営業老朽化率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

③有形固定資産償却率は、有形固定資産償却率から算出する。当年度は約1.22%であり、類似団体の平均値は約1.22%であり、平成30年度全国平均は約1.22%である。これは、有形固定資産償却率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

④営業経費対売上高比率は、営業経費対売上高比率から算出する。当年度は約8.79%であり、類似団体の平均値は約8.79%であり、平成30年度全国平均は約8.79%である。これは、営業経費対売上高比率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

⑤経費回収率は、経費回収率から算出する。当年度は約122%であり、類似団体の平均値は約122%であり、平成30年度全国平均は約122%である。これは、経費回収率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

⑥浄水処理原価は、浄水処理原価から算出する。当年度は約1,048.34円であり、類似団体の平均値は約1,048.34円であり、平成30年度全国平均は約1,048.34円である。これは、浄水処理原価が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

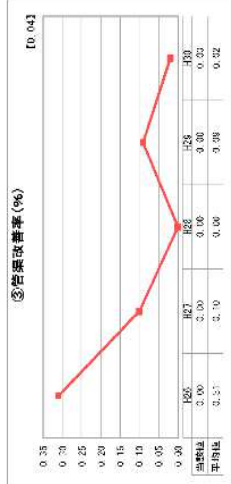
⑦施設利用率は、施設利用率から算出する。当年度は約27.46%であり、類似団体の平均値は約27.46%であり、平成30年度全国平均は約27.46%である。これは、施設利用率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

⑧水流化率は、水流化率から算出する。当年度は約96.97%であり、類似団体の平均値は約96.97%であり、平成30年度全国平均は約96.97%である。これは、水流化率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

⑨営業改善率は、営業改善率から算出する。当年度は約0.00%であり、類似団体の平均値は約0.00%であり、平成30年度全国平均は約0.00%である。これは、営業改善率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。

2. 老朽化の状況について

②営業老朽化率は、営業老朽化率から算出する。当年度は約1.25%であり、類似団体の平均値は約1.25%であり、平成30年度全国平均は約1.25%である。これは、営業老朽化率が類似団体の平均値と同程度であることを示している。



※ 法適用企業と類似団体の区分が同一のため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2) (決算見込)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式取支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)													
(N)-(O)	赤字													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	63	66	70	65	65	64	62	61	60	61	61	62	65
地方財政法施行令第16条第1項により算定した額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	22,007	18,974	20,060	19,155	19,253	19,319	19,375	19,428	19,459	19,486	19,530	19,502	19,359
地方財政法による不 足額の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した額	(V)													
健全化法第22条により算定した 不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)													
○他会計繰入金														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2020 (令和2) (決算見込)	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	142,827	98,703	151,406	125,282	119,911	114,893	103,554	97,868	87,754	86,469	85,335	83,974	82,290
	うち基準外繰入金	84,389	84,391	126,090	125,282	119,911	114,893	103,554	97,868	85,143	77,921	75,770	70,842	61,988
資本的収支分	うち基準内繰入金	58,438	14,312	25,316	101,387	100,414	100,654	100,855	101,046	98,544	92,707	91,849	88,181	80,497
	うち基準外繰入金	150,901	70,630	109,638	101,387	100,414	100,654	100,855	101,046	98,544	92,707	91,849	88,181	80,497
合計	うち基準内繰入金	150,901	70,630	109,638	101,387	100,414	100,654	100,855	101,046	98,544	92,707	91,849	88,181	80,497
	うち基準外繰入金	293,728	169,333	261,044	226,669	220,325	215,547	204,409	198,914	186,298	179,175	177,184	172,155	162,787